

# 「自治振興会によるまちづくり」の提案

【平成22年4月地域区長会資料】

## 1. はじめに

私達のまち甲賀市は、市民の皆さんそれぞれが自分の役割を果たしていただいていることで地域が盛り上がり、地域の安全、安心も守られています。例えば、区・自治会長さんは、区民をまとめ様々な問題に対処いただいておりますし、農地や里山を守る活動をされている方、地域美化、子どもの見守り、子育て、障がい者支援など、様々な活動をされている多くの人々によって地域社会が支えられています。

少子高齢化が進み、人口減少社会に入った今、地域の力が何より必要です。行政だけでは全ての市民ニーズに応えきれず、市民皆さんや各種団体、企業など、様々な主体が共に手を携え、同じ方向を向いて課題解決にあたっていかなければなりません。

皆さんの生活の場に近い概ね小学校区で、新しいコミュニティ組織である「自治振興会」を築いていただき、市が設置する地域コミュニティセンターと共に一体的なまちづくりを進めることで将来にわたり末永く皆さんが安心して、笑顔で暮らせる地域づくりにつながるものと確信します。市民皆さんとともに市行政も一丸となり、ひるまない市政を堅持しながら平成23年4月の発足に向けこの施策を全力で進めてまいります。

## 2. これまでの経緯

(平成17年度～20年度)

- ・「みんながつくる住みよさと活気あふれるまち」を具体化し、将来における地域コミュニティのありかたについて先進地視察を行いながら調査研究。(仮称)「地域振興会構想」を検討。
- ・総合計画に「地域振興会」など自治体内分権に結びつく取り組み推進を盛り込む。
- ・区長連合会に地域コミュニティの今後のあり方について提案。

(平成21年度)

- ・区長会に行財政改革の説明を行う中、皆様から市民サービスの向上も含め将来展望が描ける提案もすべきとの意見をいただき、内部での検討を重ねた結果、議会や区長会に「新しい地域コミュニティの創造をめざして」と題して、(仮称)「自治振興会構想」と「地域コミュニティセンター構想」を提案。
- ・平成22年1月に庁内検討委員会を設置し、自治振興会や地域コミュニティセンターの基本計画案を5月末にまとめるため検討している。
- ・議会総務常任委員会が自治振興会の先進地視察を実施。
- ・区長連合会、水口地域区長会理事、信楽区長会が自治振興会の先進地視察を実施。

## 3. 自治振興会とは

概ね小学校区程度の範囲(地域の課題を共有できる地域)で組織を立ち上げ、子育てや高齢者対策、防犯、環境、文化、スポーツなど、取り組もうとされるテーマごとに部会をつくって、事業の企画から運営等、地域主体の活動を行うもの。現状の区や自治会組織はそのまま残し、区・自治会長は、地域住民の総意が自治振興会の活動に反映されるよう理事会(会を代表し権利を行使する機関)などに参画いただき、部会組織をつくり区と自治振興会の連絡調整を行う。

この組織は、区や自治会、地域にある各種団体やテーマをもって取り組んでいるNPO団体、あるいは団体に入っていないくても地域の住民が気軽に参画できるしくみをつくり、事務局スタッフにおいて、会員である地域住民の総意のもとに活動を展開する。

#### 4．地域コミュニティセンターの役割

地域コミュニティセンターは、自治振興会の交流拠点施設として設置するとともに、市職員を配置して自治振興会の活動を積極的に支援する。また、証明書発行等、市民の身近なところで可能な限り安価に行政サービスを実施する。

#### 5．自治振興会の組織化と地域コミュニティセンターの設置でめざす甲賀市のまちづくり

##### 《自治振興会》

- ・ 5年後、10年後、20年後も視野に入れ、住民自治組織をつくる。  
より多くの住民皆様の参画を得て、それぞれの得意分野を活かした事業展開ができる組織。
- ・ 地域のことは地域で決定し、地域課題の解決に向け取り組んでいける組織づくり。  
市からの交付金を受け、自治振興会で目的、用途を決定し活用してもらう。
- ・ 甲賀市として統一した制度、しくみをつくり協働のまちづくりを行う。  
甲賀市としての協働のまちづくりの基礎的なルールを統一した上で、地域の自由なまちづくりを目指してもらう。
- ・ 住民主体で多様な住民ニーズにも応えられるまちづくりを目指してもらう。

##### 《地域コミュニティセンター》

- ・ 市民と行政がともに知恵を出し、汗を流す。  
協働のまちづくりを行い、友生き社会を創造する場とする。また、地域との交流や情報発信への拠点ともなりえる。
- ・ 少子高齢社会への対応。  
誰もが集える、語れる、頼れる機能をもたせる。

#### 6．「自治振興会」の活動支援のために交付金制度を創出

自治振興会の活動支援のために交付金制度を新たに設ける。この交付金制度は、従来のように目的、用途を固定せず、自治振興会の総意で弾力的に活用できるものとする。

現在の区・自治会を対象として出している補助金や交付金を「自治振興会交付金」に移行し、自治振興会が一定の明確な積算根拠に基づき、区・自治会に分配調整できる仕組みとすることを検討中。

##### 【自治振興会交付金に移行を想定している補助金・交付金】

地域コミュニティ推進室所管	： 「地域区長会交付金」 <u>「区等事務活動交付金」</u>
危機管理課所管	： 「自主防災総合補助金」(一部)
生活環境課所管	： 「ごみ集積所整備補助金」 「防犯灯設置事業補助金」 「自主防犯活動団体補助事業補助金」
保険介護課所管	： <u>「敬老事業補助金」</u>

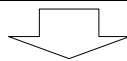
## 7. 自治振興会と地域コミュニティセンターによるまちづくりに期待される効果と懸念

### 【期待される効果】

- ・多彩な技能をもった人、まちづくりに熱意をもった人の参画が期待できる。
- ・交付金を活用し、地域に住んでいる人たちが真に望む事や優先すべきことを自己決定、自己責任のもとで事業実施することができる。
- ・活動が軌道に乗った後は、区で行う事業も一定整理ができ、区長等役員の負担軽減にもつながる。（「あれも、これも」から地域の総意で「あれか、これか」に）
- ・ビジネス手法で地域課題の解決に取り組み、利益還元できるようなしくみにも発展できる。
- ・地域コミュニティセンターでは、行政との手続きなどに身近な所で相談ができ、住民が安心できる対応が可能となる。
- ・コミュニティセンター職員の知識や情報などがその場で活用できる。

### 【懸念される事項（課題）】

- (1) 自治振興会の立ち上げにあたり、区長や各種団体の役員に一時的に負担がかかる。
- (2) 区長会など既存の組織がある中で、自治振興会は上屋根のような組織をつくるようで不安が生じる。
- (3) 自治振興会ができることで、従来行政が行っていた多くの事業が地域に任せられ、区・自治会長など役員の仕事が増えるのではないかと危惧される。
- (4) 地域のことを地域コミュニティセンター職員に任せてしまい、自立意識が希薄化する恐れがある。



### 【懸念される課題に対して】

- (1) 自治振興会の設立準備に関わって区・自治会長さんには何度かの会議や研修への出席、あるいは関係者の招集などにご協力をお願いすることになります。ご足労をおかけする機会は多くなると思いますが、できる限り負担をかけないよう担当職員を設けて組織化の推進にあたります。自治振興会設立後は、結果として事業の取捨選択が可能で、区・自治会長さんの負担軽減につながるものと考えます。
- (2) 自治振興会は、区・自治会の上部機関ではありません。これまでの区や自治会は従来どおりの組織として尊重され、新しい地域コミュニティとして自治振興会を設立するものです。区・自治会長さんには地域住民の思いを自治振興会の活動に反映いただくため参画をお願いします。
- (3) 自治振興会の事業は会員の総意に基づいて実施されるもので、行政からの押し付けで行われるものではありません。地域の皆さんが将来を見越した計画づくりをし、市からの交付金を活用し、真にやるべき事業を取捨選択して実施していただきます。
- (4) 地域コミュニティセンター職員を含め、全職員に自治振興会の主旨を十分理解させる研修を実施します。センター職員は、自治振興会の自主自立性を尊重した上で、運営のサポートを積極的にさせていただきます。